

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
第6回 地域自治組織等小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成16年4月30日(金)13:00～14:55  
会 場：浜益村議会議場

## 第6回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成16年4月30日(金) 13:00～14:55

開催場所：浜益村議会議場

### 【出席委員】(敬称略)

委員長

佐藤 豊治

副委員長

桐山 和朗      神田 一昭

委員

中野 文能      堀 弘子      田村 嘉瑞      越智 正男      小林 義行  
飯尾 亜紀仁      石橋 千春      田中 宣律

### 【欠席委員】(敬称略)

河合 栄治      鈴木 日出男      岸本 アイ      佐藤 克廣

### 【事務局】

工藤 泰雄      清水 敬二      松儀 倫也      佐々木 大樹      中村 裕一  
富木 則善      江部 靖      田中 匡

【出席職員】10人

【傍聴者数】 0人

## 議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	( 1 ) 地域自治区の設置に関する協議について.....	3 頁
	( 2 ) 新市における支所の整備方針について.....	19 頁
	( 3 ) その他.....	23 頁
3	閉会.....	25 頁

## 1. 開 会

佐藤委員長：本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。  
ただいまから、第6回地域自治組織等小委員会を開催いたします。

現在の出席委員は11名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に協議が整えば、最後の小委員会となる予定であります。終了予定は3時をめぐりにしておりますけれども、状況によっては時間が延びることもあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 2. 協議事項

佐藤委員長：協議事項に入りたいと思います。

本日の協議事項は、「地域自治区の設置に関する協議について」と「支所の整備方針について」であります。

まず事務局より、先送りされました資料と本日の追加で配付されました資料について説明を受けたいと思います。

このような進め方で、異義ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、事務局お願いします。

事務局(松儀)：事務局の松儀と申します。座って説明させていただきます。

内容の説明に入ります前に、本日配付させていただきました資料について説明させていただきます。資料は事前配付いたしておりましたけれども、資料1につきましては、議案発送後に事務局で文案を精査した結果、網かけ部分につきまして修正させていただいております。内容は大きく変更しておりませんので、本日配付の資料に基づいて説明させていただきます。

また、本日小委員会で確認された内容でございますけれども、第12回、次の次の協議会で提案する予定となっております。協議書は条例にかわるものでありますことから、今後、法制担当等の意見を聞くこととなりますので、提案時に文言が修正される場合がありますのであらかじめご了承願いたいと存じます。

それでは、資料1、地域自治区の設置に関する協議書(案)につきまして説明させていただきます。

前段の部分であります。この地域に置かれる地域自治区は合併特例法によるものであり、合併協議で定める事項の趣旨について記載しております。以下、第1条から具体的に定める事項が記載されております。

第1条では、地域自治区の設置の区域を厚田村・浜益村の区域にそれぞれ置くことを定めております。

第2条につきましては、前回の小委員会から大きく変わった部分でございますので、詳しく説明させていただきます。結論から申し上げますと、合併特例により地域自治区を設置す

る場合は、住居表示法による住居表示の実施の有無にかかわらず、地域自治区の名称が住所の一部となるということから、自治区の名称も合併協議で定めなければならない事項となったということになります。

今回は、法文の解釈からあえて名称をつけなくてもよいというご説明をさせていただきましたけれども、その後、道を通じ国から住所に関する取扱いの情報が入りました。それによりますと、住居表示法による表示を実施していない場合の住所は住民基本台帳法による住所の表示というふうになるのですが、改正特例法案が成立後に、住民基本台帳法第7条の住所の定義の変更を予定しているということでございます。

同法の第7条によりますと、住民票の記載事項が定められておまして、ここで規定している今現在の住所という解釈は、都道府県、郡、市、区、これは政令指定都市の区になりますけれども、及び町村の名称並びに市町村の町または字の区域の名称となっておりますけれども、新たにその解釈の中に、地域自治区の名称を当該住所表示の定義に加えるという予定であるということになります。つまり住所の定義に自治区の名称が加わり住所の一部となることから、合併協議で定めなければならないということになっております。

この変更理由につきましては、合併特例による地域自治区が旧市町村単位ということもあり、自治区の名称を住所に反映することについて、全国的に強い要望があったという経緯からということであります。

こうしたことから、地域自治区の名称を、厚田区、浜益区とすることが適当と考え、提案させていただいております。

続いて第3条、4条関係ですが、前回小委員会でのご意見を反映させていただいております。設置期間につきましては10年間、事務所の名称を石狩市役所厚田支所、浜益支所としております。

続いて第5条ですが、区長の設置期間であります。前回の提案の中で、この期間に関する事項が協議で定める事項から漏れておりました。このことについておわび申し上げます。

事務局といたしましては、合併後、石狩市長が直ちに地域事情を把握し切れないのでないかということから、一定の期間、地域の行政運営に関しすぐれた識見を有する者を選任する、つまり特別職を置くこととまずすべきであり、その一定の期間としては、一般的に特別職の任期が4年であることや、今後の検討によって将来、前回皆様からご意見をいただいたんですけれども、地方自治法による地域自治区に移行する場合、こういう場合も見越して、前もって事務吏員の区長で運営することが適当ではないかということで4年とさせていただいております。ここにつきましては、本日十分にご協議願いたいところでございます。

続いて第6条ですけれども、第1項は前回の皆様のご意見を尊重いたしまして15人以内とさせていただきます。ただし人数の(1)(2)(3)の割り振りににつきましては、地域に応じた対応でよいのではないかということで、個々に定めないことといたしました。

あと網かけ部分ですけれども、委員となっておりますけれども、今まで法文の構成員という言葉をもそのまま使用しておりましたけれども、委嘱する際、地域協議会構成員では少しお

かしいだろうということで、委員という名称に変更させていただいております。

続いて第4項の委員報酬についてですけれども、前回、こちらもいろいろご意見をいただいた部分であります。事務局といたしましては、費用弁償と合わせて支給することといたしました。その根拠となるものにつきましては、別紙の資料の2、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、こちらによるものといたしまして、その表の中の(10)の報酬額が想定されるところであります。

参考までに、厚田村、浜益村が条例で定めている報酬額についてお知らせいたしますけれども、厚田村では、長が7,000円、委員が6,500円、浜益村では、長が6,600円、委員が6,100円となっております。

続いて第7条ですけれども、会長及び副会長の人数を定め、解任の規定を3分の2から今回過半数に変更させていただいております。第9条の過半数の表記に合わせたということが理由の1つと、心身の故障など明らかな場合がある場合、3分の2までの同意は必要ないものと判断させていただいているところであります。

続いて第8条ですけれども、(2)過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、こちらを追加させていただいております。現在、厚田村、浜益村で持っておりますいわゆる過疎計画なんですけれども、自治区において当然話し合われるべき重要事項であると考えまして、追加させていただいております。

次に、9条は会議の運営に関すること、10条は協議会の庶務を支所で担当するということが、11条では組織や運営に関して協議書以外で定めなければならない事項は規則で定めるという内容となっております。

以上、協議書(案)についての説明を終わらせていただきますが、前段で申し上げましたとおり、第12回の協議会で、協議事項10、地域審議会の取扱いとして提案する予定となっております。

最後に、資料3の支所の整備方針につきましてですが、前回文案を提示してご確認いただいているところがございます。この方針を行財政専門部会、組織・機構を考えている部会で、すけれども、そちらの方に投げかけておりますので、この方針に基づいて支所の組織と機構を検討しております。本庁全体の組織、機構の整備方針とあわせ第12回の協議会で、協議事項14、組織及び機構の取扱いとしてこちらも提案する予定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

佐藤委員長：ありがとうございました。

事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。自由に発言願いたいと思います。どうぞ挙手をさせていただいてご質問ください。

田村委員どうぞ。

田村委員：厚田村の田村です。この自治区の名称、厚田区、浜益区ということとするということですが、これは前にも確認しましたが住所表示の中では字名なんかの取扱いでは、頭に厚田区をやっぱり入れなきゃだめだということですか。

工藤事務局長：お答えいたします。先ほども説明の中で申しましたように、住居表示法の規定に基づくものでなくて、住民基本台帳法で今現在住所というのは定められていますね。その住所の中に、自治区を設けた場合はその区の名称を住所の一部として表示するという解釈に変わるという情報が入りましたので、自治区の名称をつけなくちゃならないと。当然、自治区を設けた場合は、例えば石狩市厚田区厚田何番地、浜益区浜益何番地というような表示の方法になろうかと思えます。これは住民票上の表示なろうかと思えます。

佐藤委員長：ご理解いただけますか。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員：もう1つ、ちょっと確認させてください。

必ず厚田区なら厚田区厚田という、これは住所表示では必要だということですね。前はそういうことでなかったから、そうかなと思ったいたんですけれども。

それと、期間が10年と定めた場合に、そのときは厚田区がなくなるわけですね。自治区がなくなるんですけれども、そのときはやっぱりそれに対応したことになるのですか。

佐藤委員長：暫時休憩をしたいと思えます。

(休憩)

佐藤委員長：それでは、休憩を解きまして質問に入りたいと思えます。

もう一度お願いいたします。

工藤事務局長：それでは、ただいまの10年後をどうするのかという自治区の名称の関係について、お答えさせていただきます。

今回の自治区の取扱いについては、合併特例法の規定により設置されます。期間は今のところ10年を予定しています。本来、その後地方自治法に基づく全市的に自治区を設けた場合については、当然そのときも自治区が、区の名称がつきますので、そうなるそのまま移行できるんですが、万が一できなかった場合、この場合につきましては、自治区がその時点で解消になりますので、区の名称というのが住所の表示から取り外されるということになります。

そのときの事務といたしましては、字名変更で同じようにつけたいとなれば、区という名称は使わないと思うんですが、字名の変更の事務で、例えばこの前協議会の中で厚田村濃昼の場合、自治区を設けますと多分厚田区濃昼で済むと思うんですが、それがなくなった場合は浜益濃昼と厚田濃昼が発生する可能性がありますので、その場合は、字の名称の扱いに厚田濃昼という名称変更を、字名変更と言われている事務をして住所表示をするということで、区の名称としては、10年後において地方自治法上の事務による地域自治区ができない場合には、消えてしまうということになります。

佐藤委員長：ご理解いただけましたか。どうでしょう。田村委員、よろしいですか。

田村委員：はい。

佐藤委員長：それでは、ほかにございませんか。

どうぞ、小林委員。

小林委員：第6条に、地域協議会は構成員15人以内をもって組織すると。以内というこ

とは、10人もいいし、9人もいいし、12人もいいしなどということになるのでしょうか。

例えば議員の定数は、今12ですよ。どちらも12だ。地域協議会は15人以内となっているけれども、そういう漠然とした規定でいいものなのでしょうか。その辺がちょっと疑念を持ったものですから、それを質問をさせていただきます。

佐藤委員長：はい、わかりました。事務局お願いいたします。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方からご回答させていただきます。

15人以内と申し上げましたのは、前回の小委員会におきまして、15人というのがある多く意見が出されたんですが、そのほかにも13人とか、7人とかいろいろ出てきておりました。そして、ただ15人という方の中でも13から15とか、そういう言い方をされている方もいらっしゃるところでございます。

合併後、地域審議会が設置されたときを想定しますと、委員の数が全部、つまり15人に満たない場合が生じてくる可能性も出てくる。そういう場合も出てくるのではないかと想定されます。そうしますと、無理やり15人をそろえなければ協議会としての活動ができないという状況になるよりも、厚田地区、浜益地区の中で必要だ、十分だというような形の人数、それがそろったときにそれを地域協議会の委員の数としてやっていける自由度といいますか、地域性を保障したいというか、そういうものを保つために15人以内という形をつけております。

ですから最大15人まではできますし、場合によっては13人でも10人でも、それでその地域が、自分たちはこの方がやりやすいんだというふうになってきたら、そういう形もとることができる、そういう自由性を出すための意味も含めて、15人以内ということをつけさせていただいたところでございます。

佐藤委員長：よろしいですか。

それでは、ほかにもお願いいたします。

石橋委員どうぞ。

石橋委員：石橋です。第3条ですが、自治区の設置期間、当初期限なしとかおおむね10年くらいとかというようなことでありましたけれども、ここで合併の日から10年間とするところのは、10年に限定したということですか。

佐藤委員長：事務局、よろしく申し上げます。

清水事務局次長：前回の小委員会でお配りしました検討資料1の中で、設置期間を事務局の考え方として、新市建設計画の期間に合わせて10年間としたいというような例示をさせていただいたところでございます。前回はそれに関しまして反対意見等がございませんでしたもので、10年間としているわけですが、ただ前回も申し上げましたが、期間を変更できないわけではございません。条例等の可決によって、議決によりまして期間を変更することもできますので、この合併時に考えているのは、今申し上げましたとおり新市建設計画の期間に合わせて、10年間ということでスタートしたいという形で提案させていただいております。



佐藤委員長：今の説明でご理解いただけますか。どうでしょうか。

石橋委員どうですか。よろしいですか。

石橋委員：よろしいと思います。

佐藤委員長：はい、わかりました。

それでは、そのほかございませんでしょうか。

堀委員、お願いします。

堀委員：前回のときにも出ましたけれども、報酬のところです。先ほどの説明でいきますと、石狩市の6,100円がどうかということだったんですけれども、私は前回のときにも言いましたように、この報酬に関しては実費支給というところで抑えるべきだというふうに考えています。ちょっと石狩市で調べたんですけれども、審議会ではなくてまちづくりに大きくかかわってるところで、教育委員会とか、生活環境部なんかでは、ごみへらし隊だとか環境市民会議だとか、このまちをどうしていくかということで市民が積極的にかかわっていく審議会、協議会、検討会などが設けられていますけれども、ここは交通費も出ていません。皆さんボランティアという形でかかわっていますけれども、報酬などは一切なくてかかわってきているということがありますので、私はこの部分は、前回も言いましたように報酬ということではなくて、かかる交通費だけの支給というところに抑えたいというふうに考えています。

佐藤委員長：皆さんお聞きのとおり、堀委員から、石狩市としてはまちづくり関係の教育とか、生活、そういう審議会についてはボランティアでやっていますよということで、交通費でよろしいんじゃないかというご意見でございますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、田村委員。

田村委員：私は前回も当然報酬は払うべきという意見であって、この案には私は賛成です。

今、堀委員の言われたことについても、理解できないわけではないんですけれども、私はこの協議会については、やっぱり議員の定数がどうなるかは別にしても、当然その時点になれば、厚田村、浜益村から議員で出られるのは多分1人か2人ということを考え合わせれば、私はこの協議会の委員というものは非常に重要だというふうに認識します。そんな中で、やっぱり市長が諮問するなり、市長に意見を具申するという委員会について、実際にそういう報酬なりが支払われているという実態であれば、そっちを見直す時点で、そういうことを考えるなら考えてもいいと思いますので、この原案に私は賛成いたします。

佐藤委員長：田村委員からは賛成というお話でございますが、ほかにご意見いただきます。

どうぞ、桐山委員。

桐山委員：私も田村委員と同意見であります。

佐藤委員長：はい、桐山委員も同意見ですね。

ほかにごございませんか。

石橋委員、どうぞ。

石橋委員：日額報酬を払わないということですか。堀委員の言ったことは、交通費だけ支

払うということですか。日額報酬は支払わないということでしょうか。

浜益村も厚田村もそうだと思うんですけども、やはり農業とか漁業とか、日雇い労働者もおりますし、そんな中でやっぱり協議会の委員が、ただ旅費だけで、幾らボランティアだと言いながらも、旅費だけ払うからこの協議会に出てくれと言ったって、やっぱり生活がかかっています。それぞれの委員には、せめて日額報酬くらいは払ってやらないと、だれもなり手が無いんじゃないだろうか。

特に前回のときも言っていましたけれども、ボランティアをする人というのは、絶対しり上がりで上がっていかないんだと、どんどんどんどん下がってくるんだと。そんな中で、交通費だけ払うから地域協議会の委員になってくださいといったところで、この地域協議会の委員だって、ただ集まってきて、きょうは運動会やろうとか、学芸会やろうとか、中学生も小学生も集まれということではなくて、やはりそれなりの各地域の意見を集約して市に諮問していくとすれば、やはり石狩市の条例なり何なりある程度勉強しなければならないと思うし、そうなってくると、やっぱりその日だけ集まって、きょうこういう会議があるからということでは、なかなかなり手が無いと思うんです。やっぱりある程度の日額報酬くらいは出すべきではないでしょうかと私は思います。

佐藤委員長：石橋委員は報酬は必要とおっしゃっております。

はい、堀委員どうぞ。

堀委員：先ほどもいろいろなお話が出てきていますけれども、市長からの諮問ということで、石狩市のいろんな協議会に市長は諮問をしています。その諮問を受けているところも、日当とか交通費もなく出てきているところがあります。そういうところでは、本当に自分たちの勉強というか、いろんなことをして参加しているという人たちが本当にふえてきていますので、やっぱりこの協議会そのものも、自分たちのまちをどうしていくかということを考えているところですからね。だから報酬がなきゃ出てこないということではなくて、まちを考えることなんだから報酬がなくても出てくる人がやっぱり出てこない、協議会というのは成り立っていかないというふうに私は考えていますので、報酬ということに対しては、私は交通費実費、かかる経費ということで負担すべきだというふうに考えています。

佐藤委員長：石狩市から発言ございませんか、ほかに。

飯尾委員どうぞ。

飯尾委員：私は、ただいま賛否を申し上げるわけですが、ちょっと事務局にご確認をお願いしたいんですけども、石狩市の各種審議会では、報酬もしくは日当を出していませんでしたでしょうか。私は青年会議所からのあて職で幾つか審議会に出て、たしか日当かもしくは報酬をいただいていたような気がしますが、いかがでしたでしょうか。

工藤事務局長：詳しくは承知していませんが、大部分の条例規則等で定められている委員会、審議会については、資料2でお渡ししています石狩市の非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、委員長になられている方は6,900円、委員の方は6,100円を支給している。市全体として支給されていない部分の方がまだ少なく、大部分が

支給されているという認識を持っています。

飯尾委員：私もそう思っていました。私も3つか4つ審議会委員のメンバーになっておりましたが、たしか口座にその都度振り込まれていたような気がしておりますので、この件に関しては堀委員の意見が当てはまらないのかなというふうにとりあえず思います。

以上です。賛否は申し上げます。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

加えて私も審議委員に結構なっておりまして、もらっていないのもたしかあるんですけども、報酬は6,100円の記憶がございます。

堀委員どうぞ。

堀委員：確かにこの協議会というのは、市長からの諮問も受けてくると思うんですね。ただ、ここで協議会の中で専門部会の中でつくってきたというのがありますけれども、最終的には協議会の中で新市建設計画というのをつくっていくわけですから、そういうものに関してこの協議会の中でやっぱりそれがどう進んでいくのかということも協議していくということは、このまちのまちづくりを考えるということだと思えます。

確かに石狩市の審議会は有償、報酬が出ていることが多いです。ただ今自主的にまちづくりを考えていく協議会だとか検討会という部分では、報酬はゼロのところが多いということで、審議会に関しては、本当に報酬が出ているところが多いです。私が今わかっているところで45個の審議会があります。ただそれはやっぱり審議するというところから出ていますけれども、まちづくりに関して自分たちのまちをどうしていくかということを考えるところになってきて、検討会だとか協議会だとかということでは、報酬が支払われていない、交通費もないという形で参加している団体が出てきています。そこはもちろん去年はちょっと循環バスの検討委員会なんかは、高校生も参加するような検討委員会で、それも10数人という参加がありましたけれども、それも公募の委員と、それから団体枠から出てきた委員がいましたけれども、それも交通費はなく、真剣に議論をされていて、本当にいろんなところからいろんな情報を皆さんそれなりに勉強されて参加しているという人たちがふえてきましたので、私はこの協議会から言うと、やっぱり自分たちのまちをどうしたいか、諮問されたことだけじゃなくて、この協議会の中で自主的にその協議会を開催するということが、この中では必要だというふうに思いますので、やっぱりそこからいくと、本当は実費負担もどうなのかなと思うんですけども、ただ地域的にすごく離れている部分があるので、その実費負担というのは必要なのかなというふうに考えました。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

堀委員のご意見でした。越智委員、お願いいたします。

越智委員：石狩市のいろんな委員会というのがありますが、今お話を聞きましたところ、報酬が支給されているところもあるし、またないところもあるというような内容なんですけれども、今、堀委員が言われることはよくわかるし理解はできるんですけども、この合併における地域協議会という委員会と、それから、いわゆるボランティア的要素の高

いそういういろんな委員会などを同一に考えていいものかどうかということなんですよね。その辺を事務局側に聞きたいんですけども。そういう同じ考え方でいいのか。

例えば地域協議会というものの権限なんていうものはないのかもしれないけれども、やはり合併上の地域のさまざまな政策的な部分についてもいろいろな協議をしていくということになれば、かなり学識経験を有する知識もいるだろうという中で、これと同一的に考えていいのかどうかというのを事務局側に伺いたいんですけども。

佐藤委員長：事務局に話を伺いたいということです。

清水事務局次長：この地域自治区における協議会と他のボランティア組織との、その組織として同じように考えていくべきかどうか、そういった実体的なものはどうなのかという話でございます。

このご質問についてはなかなか答えにくいところがあります。というのは、昨今の協議会とか審議会、それなりに諮問してくるような中では、ボランティア的なものの要素というのはふえてきているのも事実でございます。その中で、そういった各種協議会なり審議会の中で、それをどういった位置づけにするかというまさにその点にかかってくるのではないだろうかと。そうしますと、今回のこの地域自治区について、地域自治区が負う任務とか、それから目的、それから検討してどのような形にするかというのは、まさにそれをやっているのがこの小委員会ではないかと思われま。

その中で、ボランティアという形がいいのだろうか、またそれが有償でお願いした方がいいのではないだろうかというのは、そもそもその考え方が重要な1つの分かれ目といたしますか、この小委員会でやらなければいけない検討協議でございましたので、それをもって過去の例とか、実態をもってどうするこうするという話にはなかなかならないのではないかと思います。

また、法律の方もそういったことを地域の自治の中で決めていけるような仕組みとして、無償とすることもできるという形となっているわけございまして、いかに地域を考えるか、その地域自体が考えていきなさいというのが法の趣旨ではないだろうかと。まちづくりを考える際において、有償ではなく無償というのも1つの考えでしょうし、責任を持っていくというのも1つの考えで、どちらもどうという話には、優劣という話ではなくて、考え方の問題としてご議論いただければと考えております。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

越智委員、お願いいたします。

越智委員：それぞれ必要あつての委員会ですから、優劣をつけるということではないんですけども、例えば今回のこの地域協議会というのは、やはりさまざまな委員会ある中でも、また特別的に違った意味を持つものではないのかな。これは漠然とはしているんですけども、具体的に言ってみなさいということになればなかなかそれは言えないのですけれども。

やはりこういう例えば厚田村、浜益村にしてみれば、石狩市に対して、例えば合併した後においても、石狩市浜益とこういうふうにはなるんですけども、しかし、住民の意識とし

ては、やはり石狩、あるいは厚田、浜益という感情はあると思うんですよね。いろんな今後の政策的な面についても、例えば石狩市に対して要望していくということが、これは地域の要望なんですけれども、そういう意識というのはかなり高いと思うんですよね。そういう要望をさまざまな政策的な中で検討しながら、協議しながらやっていくという委員会というのがこの地域協議会だと思うんですけれども、やはりそれなりの責任のあると思うんですかね。これはどの委員会も真剣といえばみんな真剣なんですけれども、特に真剣に協議して、そして、やっぱりその地域のために責任を持ってやっていくということの意味合いからすれば、やはりだれも普通は責任を負いたくないわけですから、出なくてもいいものであれば出たくないというのがあるのでしょうかけれども、好んでは出ないかと思うんですけれども、やはりあなただから責任を持ってやってくださいよと言われる場合もありますよね。そういう場合に対しての報酬の設け方というのは、私はあるべきだというふうに思うんですけれどもね。

石狩市の条例の中での報酬なんですけれども、月額にして6,100円ですか、この6,100円がいいのか悪いのかということはありませんけれども、それなりのやはり報酬はあるべきであって、だからこれはいわゆる、ただ堀委員が言われるように、浜益は浜益の発展のために、みずから報酬等を考えるよりも地域の向上のためにみずから率先してやるべきだという意見というのは、理想だと思うんですけれどもね。やはりなかなかそうはいかないと思うんですよね。

そんなところです。私は、報酬はあるべきだというふうに思います。

佐藤委員長：はい、小林委員。

小林委員：このボランティアというのは、僕も相当ボランティアに参加しておりますが、発言だとかそういうものに割合責任がないんだよな。責任がないの、本当は。ただこうやって盛り上がって盛り上がって、社協活動だって、あれボランティアの1つ。とにかく盛り上がって盛り上がってこれでいこうと、こういうふうになるんだとやっておりますわね。それから、ほかにも雪の対策、これも毎月だ。毎月よくぞ声をかけてくださるもんで、これ3年間にわたってやるんですけれども、これは全くボランティア。そういうふうにして、やっぱりやっていますよ。

それでね、今、越智委員が言われましたように、堀委員が言っているのは本当にすばらしいといえはすばらしいんだけど、なかなかそこまで盛り上がるというのには、僕は前から言っていますけれども、10年、15年、20年とかかるの。それでね、石狩市浜益とね、心情的にはいつでも浜益村だよ。まだ当分これは浜益村ですよ。ですから、そこで浜益村のこの自治区をいかにして石狩市と、市民となり得るかということについて、市長からいろいろな諮問がありまして、責任あるやっぱり答弁をやらなきゃいけない。

それから、ちょっと待てよと、これは市のやっぱり方針として我が方には大変これは不利だなと、そのときには、やっぱり協議会が持たれて、そして、みんなでもって協議をして、これを市長に物申すと。これは大変なやっぱり責任のあるポストだと、そういうふうに思っております。私はこういう重みに対して、報酬は当然にあるのが当たり前だと。したがっ

て、この10の委員会等の委員の6,100円と、委員長かな、6,900円、これをやっぱり報酬として支給をすることが私はどうも自然だと、そういうふうに思っております。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

中野委員どうぞ。

中野委員：中野です。本当にこの問題については、非常に難しいところがあると思います。

皆さんがおっしゃるように堀委員のお考えも当然と思うし、しかし、まだいろんな話をお伺いしますと、やっぱりまだちょっと話が飛びますけれども、議員の定数の問題等にも非常に影響があるのではなからうかなと。もし、この50名という議員定数にならなかった場合のことを想定しますと、やっぱりこの地域審議会ですか、これらの任務、作業量、仕事の量ですね、これは非常に大きく出てくるのではないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

同時にまた、学識経験者という項目の中からも考えれば、やっぱりそれなりの学識経験者に対する謝礼というものは、どこの機関でも私はあるのではなからうかなと、そんなふうにも考えているところでもあります。

そのような状況から、やっぱり日額報酬だけはやっぱり最低限支給すべきじゃないのかなと、思っているところでもあります。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

飯尾委員どうぞ。

飯尾委員：それでは、私もご意見を申し上げます。私も報酬ありに賛成でございます。

まず1つは、その根拠としまして、これは単なるボランティアリズムの組織ではなくして、国の法律に基づき、市町村の条例に基づいて設置されるものであるということが1つございます。

それとともに、活用の仕方によっては、ただ井戸端会議にもなったり、本当に真剣な議論を醸し出す機関にもなり得るということから、できればせつかくつくる組織ですから、発展させていっていただきたいなというふうに思うところであります。

それと法令をよく読みますと、地域協議会はある意味諮問機関的な、審議会的な要素が1つと、またあるときは準議決機関的な要素もあり、またあるときは合議制執行機関的な要素も持ち得るものだと思っております。幾つもの顔を持った機関だと思いますので、やはりこれは一定の報酬を支払って、責任を持っていただくと。任命されたはいいが、任命されたけれども会議には来れないとか、そういう状況がやっぱり発生しないように責任を持ってもらうということで、やはり私は幾らかの報酬をつけるべきではないかなと思います。

ただ6,100円につきましては、高いか安いかは、それは皆さんのご議論のところかなと思います。発展してきて、毎月2回か3回ずつ会議を招集して盛り上がるようなことになれば、逆に経費がかさむということもございますので、その辺を勘案して1回につき幾らか妥当かは検討すべきであるかなと思いますが、基本的に私の意見は報酬ありに賛成といたします。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

大半は賛成のようでございますけれども、堀委員どうでしょう、今の皆さんのご意見を聞いて。

堀委員：皆さんの意見を聞いても、私の考え方は余計おかしいなというふうにはしかならないんですね。

ボランティアが責任がないとかということではなくて、今のやっぱりいろんなことを考えると、責任のあるかかわり方をしているというふうには思います。

先ほども10年、20年かかるというふうなお話も出たんですけども、10年、20年かかるんじゃないなくて、今できなければ私はできないと思います。だとしたら、今やるのだということであつたかかわり方を、そういう報酬がなくてもこのまちづくりのためにやっていくんだということであるならば、報酬がなくてもかかわってくる人を選ぶべきだというふうに思っていますし、何か聞いていると余計報酬はいらないんじゃないかなというふうにはしかならないので、本当に先ほどもいろんな話が出ていますけれども、自主的にかかわっている団体というのは、本当にいろんなこと勉強されているんですね。だから、私はその中でいくと、こういうふうなことがふえていくんだというふうには思いますけれども、ここはせっかく新しくつくるところなので、最初からそういうつくりの方がいいというふうには考えています。ですから、このことに関しては、私の考え方は変わりません。

佐藤委員長：原案ですから、当然反対意見あつて当たり前でございますから、それはそれとして受けとめなければなりません。この辺で、お互いの事情というものをもう少し立場的にお話しいただければ、まだ何かありますか。

小林委員：大体意見は出たんじゃないですか、委員長。もう決めてくださいよ。

佐藤委員長：暫時休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

佐藤委員長：休憩前に引き続きまして、会議を再開いたしたいと存じます。

休憩前に審議いたしました報酬等につきましては、資料2の一番最後になりますが、委員会等の長は6,900円、委員会等の委員は6,100円という先ほどの説明もございましたけれども、いってみれば、例えばきょうこの仕事、この問題を出席するに当たっても、前々日からこの内容についてはそれこそ無償で神経を使っているというのも事実でございます。なかなかこの職に当たるということは大変だと思います。私も数多くやっているためによくわかるんですけども、できれば無償でやらなきゃならぬこともたくさんあります。ただ、初めて経験する合併問題について、これから皆さんの意を一つにしてまちづくりをすするとすれば、当然これぐらいの報酬が必要だという皆さんのご意見が多いようでございますので、皆さんの同意を得たいと思います。

拍手でお願いしたいと思います。

(拍 手)

佐藤委員長：ありがとうございました。

今、結論いただいたのは報酬の部分でございます。

ほかに、ご意見ございますでしょうか。

飯尾委員、お願いいたします。

飯尾委員：第8条の地域協議会の審議事項でございますけれども、ここに載せられている自治法第202条の7の第2項ですね、こちらをこの掲げる事項を3点とするというのはわかりませんが、このほかに協議会の権能としまして、地方自治法第2条の7の第1項の部分が自動的に入ってくると思うんですが、その部分は明記した方がよろしいんじゃないかなと思うところでございます。

佐藤委員長：事務局からご説明いただけますか。

工藤事務局長：ただいまの地域協議会の権限に属することなんでございますが、これは地方自治法202条の7第1項に地域協議会の権限ということで載っております。それで、合併協議に際して、条例で定める事項を定めなさいということで、それにかわるものが今回、今、協議させていただいています協議ということになります。

それで、条例に定める事項を協議書に載せれば、自治法に載っていますので、当然それは地域協議会の権限として、当然権能があるということでございますので、あえて載せないということでございます。

今回、合併協議に関して条例で定める事項にかえて協議書に定める事項を定めるということになってございますので、法で定められたものをあえて載せなくてもよろしいということでございます。

佐藤委員長：飯尾委員どうぞ。

飯尾委員：その点はよくわかりますが、ただ、ここの委員会の委員は皆さんそれを理解していると思うんですね。7の第2項の部分はこちらですと、そのほかに7の第1項という部分が自動的に権限としてありますよという、ここはわかると思うんですが、本協議会に例えば提出する部分ですね、皆さんがこの3点しかないのかと誤解されることがあるのかなというふうに思うんですね。

だから、ここ、括弧書きの項目に地域協議会の審議事項と出ていますので、202条7の第1項及び第2項に関しては、次に掲げる事項というふうにした方がよろしいんじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員長：事務局、お願いいたします。

清水事務局次長：私の方からお答えさせていただきます。

この中で、条例時点で法律とダブって書くことについて、それについては制限がない部分がございます。ですから、書けという形になりますと書くことは可能とは思われますが、この条例に類するこの協議、条例とあえて言わせていただきますけれども、条例自体については、本来的には、一般的にですが、法律とダブるというものはまず書かない形が多ございます。といいますのは、法令はもう国の方で議決されて一般的にそれは公示、告示されておりまして、通っている、わかっている話だという形になります。



それで、違う部分について、またもう少し詳細に定めなければいけない部分、また定まっていな部分については条例等で定めるとというのが、これ順番と申しますか、法令のその定める一般的な不文律的になるのでしょうか、決まり事みたいな形になっております。それであえてダブるといふ話になりますと、この点だけではなくて、この法令に書かれていることをじゃ全部条例に入れなければいけないのではないかという、そういうふうなことがなってきます。

この部分だけの条文だけを見ますと、ちょっとそのような気もしますけれども、ほかの条文に対してもその整合性をとらなければいけない形、同じような形に合わせなければいけないとなりますと、法令を全部写した上でまた条例の分をつけ加えていくというような非常なダブリが生じてきます。やはり役割分担的には、国で定められた事項、法令に基づくものは法令により、条例に基づくものは条例によって定めていって、それを遵守して、制度として活用していくというのが筋道ではないのだろうか、このように事務方では考えております。

そのことともう1つ、ご指摘のありました、誤解を受けるのではないか、わかりにくい点があるのではないかという点につきましては、これらの提案させていただく時点での説明、もしくは、もし合併してこれが実施される場合に当たっての実際に運用に当たっての説明等と言って十分な配慮をさせていただければ、そのような疑念はなくなるものかと思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

佐藤委員長：よろしいでしょうか。

飯尾委員：わかりました。

法作成上の慣例はよくわかりましたので、それに従っていただければと思いますが、本協議会で多分委員長報告並びにそれに付随して事務局からご説明があると思いますが、そのときに、この部分は特に丁寧にご説明願いたいなと思います。これ見ただけでは、多分この3点のみかというふうに誤解する方が多数おられるのではないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

清水事務局次長：はい、わかりました。

佐藤委員長：ありがとうございました。

以上、今までの審議についていかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

中野委員どうぞ。

中野委員：中野です。先ほどの委員の報酬の問題で、いろいろと強いご意見もあったわけでございまして、報酬を出すべきでないというようなご意見があったわけでございまして、これらにつきましては、堀委員といたしましても、財政上の問題も考えながらそのような強い意見も申し上げたのではなからうかなというふうに私は理解をいたすわけでございますので、先ほども事務局からの説明で15名以内の構成の人員ですね、構成の人員について15名以内ということになっておりますが、その点から考えますと15名以内を13名以内には皆さんはどのようなのかなという気持ちがあるものですから、その辺ちょっと皆さんにご意見をいただければと思います。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

ただいまお聞きのように、中野委員から構成が15名以内ということになっておりますが、13名ということではいかがでしょうかというご質問でございますが、皆さんいかがでしょうか。

先ほど、田村委員からだと思ったんですが、15名というお話でございましたと思うんですが、いかがでしょう、ただいまのご意見に対して。

田村委員：いや、私もどうも15名が果たして適当なのか、13名が適当なのかということになると、その委員構成がここではっきり想定できていない段階で、公共団体の推薦する者を、その公共団体もどういうものが考えられるのか、あと識見を有する者、公募に応じた者ということで、なかなかちょっと12か13とか15とかと言っても、ちょっと想定できないですね。

2名減らすことによってどんなメリットが出てくるのか、15名では報酬がどうのこうのなんていう、そんなみみっちいことにはならないのだと思いますけれども、例えばどんな団体を構成の中に考えられるのか。やっぱり厚田地域なんかを見ますと、今、町内連合会というような形で5つありますわね。あと産業団体とか公募とか、そういう地域のことをいろいろ考えると、やっぱり15名くらいということで想定してあった方が、意見を聞く場合、細長い地域ですのでやっぱりそんなことも必要なのかなという。ただ15名でなきゃだめだということではなくて、私はちょっとどういう範囲から委員を選出するのがいいかなということについては、実は把握できていません。

佐藤委員長：はい、よくわかりました。

経済、財政という問題も含めて中野委員からそういうご意見が出たわけですがけれども、どうでしょう。

神田委員どうぞ。

神田委員：浜益村の神田です。

第6条に書いてはありますけれども、石狩市長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任するということで、最大限が15名ということですからね、その時点で市長がこの浜益地区はどのくらいがいいんだろうということで判断すると思いますので、これは上限が15名ということで書いておりますからね、この文案でよろしいんじゃないでしょうか。私はそう思います。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

堀委員どうぞ。

堀委員：堀です。先ほど、ここの説明のときに、公共的団体が推薦する者、識見を有する者、公募に応じた者ということで、地域に応じた対応でよいというような話がちょっと出ていたと思うのですがけれども、ここはある程度の人数を決めずに、このままで出してしまうということなんですね。地域に応じた対応でよいということは、例えば厚田村なら厚田村で、ここ何名枠とかというのをそれぞれの地域で決めるという、その自治区の中で決めていくと

ということなんですか。それちょっとわからなかったんです。

佐藤委員長：事務局からお願いいたします。

清水事務局次長：私の方からご説明いたしたいと思います。第6条では、15人以内の委員をもって組織するの前に、石狩市長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任するという、この一文がございます。この文につきましては、やはり皆様の多様な、地域の多様な意見が反映されるように考えて選ぶ。その選ぶ際には、当然、選ぶこと自体も地域の意見を配慮するというのは含んでいいのかなというふうに事務局では考えておりましたので、選ぶ際においても変更をかけるときもそうでしょうけれども、どのぐらいがいいのでしょうか、農協、漁協、PTA関係、それから町内会、いろいろありますし、公募はどのぐらいがいいのでしょうかというやはり皆さんの意見を聞いた上で行政として判断して、何人ぐらいが適当なんだろうか、また何人ぐらいが集まる範囲なのだろうかというのを考えていくというふうに想定しております。

そういう意味で15人以内という形をとっております。地域の意見で決まるというか、それで協議会で決定するとか、そういう形にはなりません。当然協議会の委員の構成ですから、意見をどう行政がお聞きして、それを配慮して市長が決定していくというような意味合いを込めて、この条文はつくっているということをご理解いただければと思います。

佐藤委員長：はい、ご理解いただけましたですか。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

佐藤委員長：じゃ、これは15名以内ということで。中身については、今説明ありましたとおりでございますので、そのようにご理解いただければと思います。

再確認をさせていただきたいんですが、第2条の地域自治区の名称、それぞれ厚田区、浜益区とする、この問題と、第5条の自治区の合併の4年間に対する問題ですけれども、この辺、ご質問いただければと思いますが。

田村委員どうぞ。

田村委員：事務所の長にかえて区長を置くこととするということは、特別職ということをご想定しているんですか。

佐藤委員長：事務局、お願いします。

工藤事務局長：合併時に置かれる区長については、特別職とすると法律の事項でございますので、特別職になろうかと思えます。

佐藤委員長：ほかにございますか。

(「なし」の声)

佐藤委員長：それでは、全体につきましてご意見ございませうか。

(「なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、このように確認をいたしました。

次は、支所の整備方針についてをお伺いいたします。

資料の3の確認をさせていただきたいと存じますが、前回は提案いたしておりますけれども、整備の内容について。そして、新市における支所の整備方針についての提案をいたしますけれども、ご意見ございましょうか。

はい、田村委員お願いします。

田村委員：これはここで文言としては了承できますけれども、合併協議会にかけるときには、支所の人員配置とか、そういうものまでかけるんですか。

工藤事務局長：そこまで示せるかどうかというのは、概略的なものの組織関係、組織図関係はお示しできるかと思うんですが、人数については、今現在ちょっとお示しできるかどうか、ちょっとわかりません。まだ専門部会で、今どういうことを、何人にしてどうするかというのは、最終案は大体決まってきたるんですけども、過渡期をどうするかというのはまだ協議されていないと承知しておりますので、その協議会までに具体的に示せるかどうかというのは、ちょっと今現在お答えすることはできないかなと思うんですが。

今回は、協議会に出す、こういうことで支所のあり方を整備しますよという小委員会の確認事項としてご了解していただければと思います。

田村委員：非常に住民も関心を持っておりますし、一挙に職員がいなくなると、やっぱりその地域が相当寂れるという問題をはらんでいますので、非常に神経質になっていることは事実だと思うんですよ。

そんな中で、やっぱり協議会に提案するということには、ここの小委員会ではそういう説明で理解はしますけれども、協議会になるとかなりいろいろの意見が出てくるのかなというふうに思いますので、できれば最初の何年間はこの程度ですよというくらいのを提示しておいてもらわなければ、いろいろ合併に対する村民の考え方もいろいろありますので、そこらあたりをある程度出しておいてもらわなければ、合併を進める推進する上においても重要なことでないかなというふうに考えますので、その点を配慮していただきたい。

佐藤委員長：どうですかね、ただいまのご意見に。

工藤事務局長：非常に難しい、事務局として答えるには非常に難しい問題。できれば合併時には何人くらい、何年後には何人くらいというのをお示しできればよろしいんですけども、まだ今現在そういった詰めというのが、まだ専門部会の方で最終案というのが決まっていますので、想定されるのは、将来の支所のあり方としてこういう支所のあり方、小委員会から意見が出て機構的には、課の数がどの程度になりますよということはお示しできるかと思うんですけども、具体的に何人配置になるのかというのは、事務局として最大限努力したいと思うんですけども、確約することは今現在ちょっと難しいのかなと思います。

佐藤委員長：桐山委員どうぞ。

桐山委員：ここに、田村委員の言っていることと関連するんですが、担当業務でずっと示されておりますよね。ということは、課くらいのことまでは言えるんでしょうかね。どうなんでしょう。人員、人数までは言えないにしても、こういう業務、担当業務はこうこうです

よということが示されているんですから、課も大抵何々課ってありますよね。場合によっては農林と建設、水道、商工も全部まとまって1つの課かもしれませんけれども、そういう大まかな点もまだ明確にはなっていないのでしょうか。その点、ちょっとご説明願います。

工藤事務局長：ご説明いたします。前回の小委員会の方針が決まりまして、専門部会の方に投げかけはしてございます。それで、大まかな組織形態というのは大体決まっていると聞いておりますけれども、まだ最終的にこの形でいきますというのはまだ手元に届いていませんので、課の数としては5課ぐらいになるんじゃないかというのは聞いております。

佐藤委員長：田村委員どうぞ。

田村委員：ただね、これだけ並べられると、何か過大な期待を持たれるんでないかなということは、やっぱり私は本来合併のメリットというのは、これをできるだけ本所機能に持って行って、支所はできるだけ窓口対応だけという、そういうことが望ましいんだというふうに理解しているんです。ただ、これだけ羅列されると、何だ、今と何も変わらないんでないか、総務部門がただなくなっただけでないのかなという、何となくそんな形を受けるんです。私たち、先進地に視察に行ったときも、支所機能については地域振興課くらいをもって、その中で観光なり商工でも何でも全部やっていくとか、そんなところもありました。だからこれだけ並べられると、何だ今と何も変わらないんでないかという期待感が持たれるんでないかなというふうに思います。

専門部会でもいろいろ検討しているんでしょうけれども、やっぱり合併協議会にはきっちりその方向づけというのは、合併後のあるべき姿がきっちりわかるということでなきゃ、なかなか合併の判断も村民に問いかけたとき難しいのかな、余りに並べられると期待感の方が大きいのかなと、そんな気もしますけれどもどうなんですか。

工藤事務局長：非常に難しい質問でございますが、距離、ここの3市村の合併で一番克服しなければならないのは、距離ですよね。距離の問題ですね。となれば、それを克服するには、本来は総合的なものは全部本所でやるのが、先ほど言いました地域振興局みたいのを1つの部で、あと窓口だけというようなのが一番望ましいんですが、そうなると住民サービスの低下するおそれが出てくるということで、ある程度地域でできる、本所で共通してやれることはなるべく本所へ持っていくんですが、ただ余り極端なサービスを落とさないようにすとなれば、どうしても各、今現在と同じようにと言われるとそうかもしれませんが、ある程度地域でできることは地域での住民にサービスを低下させないという意味では、極力そういった部門は、職員数というのじゃなくて機能的に持たせなくちゃならないのかなということで、こういう書き方をさせていただいているわけでございます。

協議会に出す場合においては、どこまで具体的に出せるかというのはありますけれども、専門部会で協議している大まかな課の名称程度は出してご理解をいただきたいなど、このように考えてございます。

桐山委員：桐山です。田村委員の意見と変わっているわけじゃないんですが、前回、道南で合併された事例というか、新聞なんか見まして、大差ないんだなということは、やはり職

員の関係も私は絡むのかなという、自分でそういう解釈をしているんです。経費の削減ということで、合併の本質を考えると、定年退職されていて補充をしないということは当然だと思います。合併したからって、職員を整理するなんていうことは全くできませんのでね。ですから、私は職員数の融通がきくから、最初はある程度のことはこのようにできるのかなという自己勝手な解釈をしていたんですけれども、当然、視察なんかで行って見せていただきまして、私もその点について質問したり何なりもしましてけれども、今、田村委員が言われたように、随分縮小されて当初よりも人数ももう3分の1にもなっているという現状を見せてもらったわけなんですけれどもね、そんなことも含まれているのかなという解釈をしているんですけれども。

できれば、先ほど申し上げたように、この次の合併協議会のときにせめて課ぐらいまでは示された方がいいのかなということでございます。

佐藤委員長：ありがとうございます。

小林委員どうぞ。

小林委員：僕はね、新聞によりますと、合併をしました。したら支所機能は9人になっちゃったと。そして、次は3人になると。これが新聞に報道されておりましたよ。そうしたら、近所のお店のおばあさんが、もうだれもいなくなってだれも来てくれなくなっちゃうと、そういうことで、やっぱりこれは経済に及ぼす影響というようなものもこれはばかにならぬなと、新聞を見ながらそういうことを感じましたよ。

それで問題は、やっぱりそれは財政中心に考えますと、やっぱり人数が少ないんだこれは、そして、シミュレーションなんかによりますと、登別が大体人口が同じくらいで、市長の部局が大体430人くらいということでございますから、じゃ、そういうふうなことで順次組まれていくのかなというふうなことを考えておりますけれども、急激にやっぱり職員の生活権もありますから、財政、財政、財政を優先しますと血も涙もなくなっちゃう、これは。

したがって、私はそうした、今、人数が容易に出ないというふうなことは、事務局としても本当に悩んでいらっしゃるんでないかなと、そういうふうに思うんですよね。ですから、私はどうかひとつ急にがたっとっていうふうなことに、これだけ並べておりますと前と変わらないんでないかと。ところが1人が3つ兼務すれば1人か2人になってしまうからね。だから、そういうことはないようにして、今後10年ぐらいで定年退職される方もいらっしゃるでしょうし、ですから、その辺も考慮に入れながら地域の振興も考えて定数を考えていただければありがたいなと。それが石狩市の一体化の基本的な考えでなければいけないと、そんなふうに考えています。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

どうしましょう、事務局。

清水事務局次長：ただいまのようなご意見、皆様のご意見は組織機構の専門部会に伝えて、十分検討に反映させるようにこちらの方から伝えてまいりたいと思っております。

佐藤委員長：堀委員どうぞ。

堀委員：いろいろお話出ていたんですけども、住民生活に密着した窓口業務について、良好な住民サービスが提供できる機能というところと言うと、こういうものを持っていないやいけないと思うんです。ですから、職員の能力はすごく高くなってくるんだなというふうに思うんですけども、そこにいる人数が減ったとしても、今回の合併のことで、厚田村と浜益村は、職員1人に対する住民人数が石狩市よりずっと少ないから、合併してしまったらサービスが低下するんだというようなことをよく言われる方がいらっしゃるんですけども、決してそうじゃなくて、大きな数の中で1つのことを議論するのと、やっぱり1人の職員が幾つも持ってやることというのは、全然違ってきますので、そういうことを考える機能ってというのは本体の大きなところで持っていたとしても、やっぱり窓口機能は簡素化することが、私は住民サービスにとっても一番いいんじゃないかなと。石狩市役所の窓口へ行って、あっち行ったりこっち行ったりするよりは、窓口一本化という話をいつもしているんですけども、こういう密着したものは窓口一本化にしていって、やっぱり住民サービスの低下を招かない機能をつくっていくんだということであれば、余り課を狭めてしまったりとかするよりはいいんじゃないかなというふうに思いました。

佐藤委員長：参考意見でございました。

神田委員どうぞ。

神田委員：先ほど、事務局の方からも、専門部会でこの関係は検討しているということで、理解いたします。

また、支所の担当業務はということであらうに書いておりますけれども、やはり幾ら合併しても、やはり合併の効果としてある程度本所でコントロールできるものと、それから支所でなければできないものの仕事の役割がおのずから出てくると思うんです。整理していく段階です。そして、窓口プラス現場対応、こういうものは本庁で幾らしようとしたって、これはやっぱり支所の機能で果たさなければだめですからね。そういう関係を全部専門部会で検討すれば、支所に対応するとなれば、どのくらいのスタッフでどういう窓口が必要だということは、検討部会の方はプロですから、十分なそういう対応の仕方を出してくれるのではないのでしょうか。ですから、私はこういうような今の資料の3で十分だと思います。

それに伴いまして専門部会で、十分なサービスとか、そういう関係の姿を出してくれるんでないかということで、私は期待しております。

佐藤委員長：ありがとうございます。

ほかにございましょうか。

飯尾委員、お願いします。

飯尾委員：支所の整備方針の内容、(1)と(2)でございますが、もう1つ抜けているのではないかなと思うんですね。というのは、地域協議会の庶務を処理するということが抜けているのかなというふうに思うところでございます。こちらの支所の機能といたしましては、石狩市が行うサービスの区域にかかわるものが1つ、これが(1)だと思いますが、(2)は区域内における住民自治意識の高揚ですとか、住民の交流とか、そういう部分が(2)だ

と思いますが、もう1つの支所の顔として、地域協議会の事務、いわゆる庶務を処理するということがあったのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

清水事務局次長：そのことについてお答えいたします。

(1)(2)は、これは具体的な例として書かせていただいたんですが、整備方針というふうなものの重要なもう1つの精神というか、理念のところは、前文のところにゆだねられております。その前文のところ、この資料3でいう新市における支所の整備方針という括弧書きの下にあります文章の3行でございます。

それのところの2行目のところで、「また、住民自治を強化する点や地域の市民に身近なところで身近な事務を処理するという観点から、支所機能を有する地域自治区を置くこととした」と、地域自治区そのものが支所機能を有している、そういった新しい行政機構としてのタイプでございます。そういうものをいろいろなこういった観点から置くこととしたと、まずそれを明示して断言しております。

その後、こうしたことから2つの地域の地域自治区の支所機能についてはということで、特段の内容を示していることございまして、地域自治区について、自分の組織の中、そのものの中に支所機能を有すると言っておりますことから、あえて地域自治区に関する事項を書くという形はそぐわない。というより、地域自治区そのものが支所機能だということを明言しているというふうにご理解いただければと思っております。

飯尾委員：はい、理解いたしました。全く手落ちがないすばらしい文言だなと思います。ありがとうございます。

佐藤委員長：ほかにございますか。

(「なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

ただいま上程いたしました整備内容について、最後に地域の身近な事務を処理すると、そして、支所機能を地域自治区に置くということで結論がついたようでありますが、これによるのでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

異議なしと決定いたします。ありがとうございます。

その他につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思います。

清水事務局次長：それでは(3)番目、その他について私の方からご説明いたします。

ここのその他のところで、事務局で考えている事項が2点ございます。

1点目がさきの小委員会におきまして、合併特例によりまず地域自治区の方針を出す際に当たりまして、自治法による一般的な地域自治区、これについては、この合併による特例の地域自治区の設置期間10年の間にそれらを検討していく、一般的な制度として検討していくことが適当ではないだろうかという意見が多く出されたところでございます。そういったことにつきまして、一部の中に附帯意見等についての考え方も示されておりましたことから、



これらについて簡単に事務局の方で考えている考え方をお示ししたいと思っておりますので、それについてご協議いただければと思います。

そのやり方としましては、10年間で内容を検討していくというものでございますことから、これはあえて文書で、ちょっと言葉が荒いかもしれませんが大仰に書くよりも、委員長の報告、委員長が提案説明を行います、5月27日に予定しております合併協議会の方で正式提案という形に今のものをやっつけていくわけですが、その際の委員長報告、委員長の説明の文の中に今言ったような趣旨のものを織り込んでいければと考えておまして、できればその文案につきましては、委員長と事務局にお任せいただければと考えているところでございます。

おおむね考えている内容としましては、合併特例による地域自治区の設置期間において、新市における自治法による地域自治区の設置について検討されることを希望する、こういったような趣旨等を盛り込んで委員長にご報告いただければ、その合併協議会本体の中での記録に残って生きていくのではないかと考えておりますので、よろしくご協議いただければと思っております。

2点目につきまして、協議文案でございます。今ほど申し上げました5月27日の協議会本体の方に、協議文案として今ご確認いただいた内容を提案していく形になります。その文案につきまして、これにつきまして、委員長と事務局の方に一任いただければと考えているところでございます。

ちなみに今考えています文案の例といたしましては、すみません、ちょっとまだ成案ではないんですけれども、考えている内容のところを読ませていただきます。これがかかってくるのは、協議項目10番目の地域審議会の取扱いというところにかかってくる形になりますので、それを受けた形で表現となります。「地域審議会を設置しないものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の厚田村または浜益村の区域に地域自治区を設置することとする。なお、法第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項、その他必要な事項については、別紙地域自治区の設置に関する協議書(案)によるものとする」としまして、その案としまして先ほどご協議いただいた協議書(案)を添付するというような形で考えていきたいなと事務局では思っているところでございます。

以上の2点について、ご協議いただければと思っております。

佐藤委員長:ただいま説明をいただきましたけれども、文案は提案されていませんものね。今の説明だけですけれども、5月27日に委員長名で提案したいと、報告をするということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長:はい、ありがとうございます。

事務局の説明で質問がございましたらお受けいたしますけれども、ございますでしょうか。

(「なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、これで閉めたいと思います。

以上をもちまして、小委員会に付託された案件につきましては、協議事項10、審議会取扱い及び協議事項14、組織及び機構の取扱いのうち支所のあり方についての協議のすべてを終了いたしたいと思います。

全6回にわたります小委員会で結論を見出したわけですが、意見の食い違いが全くなかったとは言いませんけれども、しかしながら、皆さんお1人お1人が誠心誠意協議に臨まれ、地域のあり方を一生懸命考えてくださった結果だと思えます。委員長をお受けしたときは、正直言って全くの経験ありませんし、この高いところからのまとめというのは、大変私には厳しいものでございましたけれども、皆様方のご協力によりまして全うすることができましたことを、この場をかりまして厚くお礼を申し上げる次第であります。どうか今後ともご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、終了のあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

### 3. 閉 会

佐藤委員長：以上、本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成      年      月      日

地域自治組織等小委員会委員長      佐藤 豊治